

金沢市水道給水条例の一部改正についてのパブリックコメントにおけるご意見の概要と金沢市の考え方

- 1 募集期間 令和7年11月28日（金）～令和8年1月5日（月）
- 2 提出方法 メール、郵便、ファクシミリ又は窓口へ持参
- 3 意見数 9件（意見者数2名）

（1）改正趣旨について

No	ご意見の概要	金沢市の考え方
1	水道事業における適正な給水と不正利用の防止を目的とした改正趣旨には、市民として深く賛同します。	ご意見も踏まえ、水道事業における適正な給水を更に推進し、市民の皆様が安心して安全な水道を使用できるよう努めていきます。
2	適正な水道管理は市民の共有財産を守るために不可欠です。今回の改正が単なる罰則の強化に留まらず、市民との信頼関係に基づいたより良い水道行政につながることを期待します。	

（2）改正内容について

No	ご意見の概要	金沢市の考え方
1	改正内容はその通りで、適正な対応が必要不可欠と思います。事例の記載がないため、何が悪いのかのイメージがはっきりせず、市民が理解するには十分でないと感じます。	条例改正後、罰則の対象となる具体的な事例について、ホームページ等を通じて周知します。
2	管理者の承認を受けずに給水装置の新設等を行った者に対し、過料を科す規定が新設されますが、過去に悪意なく、あるいは手続きの不知により未届けとなっている既存の給水装置についての取り扱いが明記されていません。令和8年6月1日の施行に合わせ、未届	今回追加する罰則規定は、施行日以後の違反行為に適用することとなり、施行日前に管理者の承認を受けずに給水装置の新設等を行った者に対しては、これまでと同様に改善指導を行います。

	<p>けの給水装置に関する一定の追認・猶予期間を設け、既存の違反状態を速やかに解消・適正化する仕組みを整えることを提案します。</p>	
3	<p>給水装置の管理義務を著しく怠った者を過料対象としているが、著しくという表現は行政側の裁量が大きく、市民にとって予測困難であるため、どのような状態が該当するのか、運用指針や施行規則で具体的に例示することを求めます。</p>	<p>ご指摘の件については、水道の水質並びに水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きい場合等を想定しています。</p> <p>いただいたご意見は、今後施策を推進するうえでの参考とさせていただきます。</p>
4	<p>即座に罰則が適用される不安が生じるため、条例第 32 条に規定する警告や給水の停止のステップに加え、過料を科す前には必ず文書による是正勧告を行い、弁明の機会を与えるなど、手続きの適正化を明確にしてください。</p>	<p>罰則の適用にあたっては、金沢市行政手続条例に基づいた手続きを執ることとなります。</p>
5	<p>正当な理由がなく検針や検査を拒んだ者に過料が科されるが、どのようなケースが正当な理由として考慮されるのか、市民に分かりやすく広報することを希望します。</p>	<p>正当な理由の有無は、個別の事例ごとに社会的、法的、倫理的に認められるに足る合理的な根拠や事情が有るか否かを確認したうえで判断する必要があるため、具体的な事例を示すことは困難であると考えています。</p>
6	<p>料金徴収を免れた場合の過料は、免れた金額の 5 倍以下の金額としているが、条例第 35 条に規定する推定使用水量による損害賠償との合算になるのかなど、不正発覚時の市民の負担額や算定根拠を明確にしてください。</p>	<p>金沢市水道給水条例第 35 条に規定する損害賠償は、過料とは別に請求するものです。</p> <p>いただいたご意見は、今後施策を推進するうえでの参考とさせていただきます。</p>

(3) 業者への対応について

No	ご意見の概要	金沢市の考え方
1	<p>これまで市民の中には、業者まかせで分からなかったことや、違反とは知らなかったということもあり、業者への指導徹底が重要だと思います。</p> <p>また、なんでもやりますサービスのような素性不明の業者についても、どう規制・指導するかも重要です。</p>	<p>金沢市指定給水装置工事事業者規程に基づき指定給水装置工事事業者の指定等を行っており、一定の事由に該当する場合には指定の取消処分等を実施しています。</p> <p>いただいたご意見は、今後の施策を検討するうえでの参考とさせていただきます。</p>